

令和8年度地域課題解決型
再生可能エネルギー導入推進事業費補助金

公募案内

令和8年4月
静岡県

1 目的及び趣旨

静岡県は「静岡県エネルギー戦略」に基づき、地域と共生し、地域課題の解決に資する再生可能エネルギーの導入を推進します。

本事業の実施により、地域課題解決型再生可能エネルギー導入推進事業を行う民間の企業等及び非営利団体に対し、可能性調査事業、設備導入事業の助成を行います。

2 補助対象事業

設備の導入に必要な計画の作成や調査を行う「可能性調査事業」又は設備の導入を行う「設備導入事業」が補助対象事業となります。

<注意点>

- ・ 固定価格買取制度により売電を行う設備も対象となります。
- ・ 補助対象経費には、直接人件費、事務用品費、職員旅費、土地の取得に係る経費及び賃借料等は含みません。
- ・ 国又は市町が補助する事業の場合は、その補助額を控除した額を補助対象経費とします。
- ・ 補助対象外の費用は、原則、補助対象部分と分離して発注します。補助対象外の工事等を含め一括で発注する場合は、内容及び金額を確認できるようにする必要があります。

事業	対象経費	内容	補助率（額）
可能性調査事業	委託費	調査、分析、基本設計の委託に係る経費	補助率：1/2 以内 上限額：300 万円
	使用料	調査・分析に必要な機器・設備の借用、外部施設の利用に係る経費	
	謝金、旅費	外部の専門家に対する謝金又は旅費	
	その他の経費（知事が必要と認める経費）		
設備導入事業	詳細設計費	機械装置等の設計に要する経費	補助率：1/2 以内 上限額：2,500 万円
	機械装置等購入費	機械装置等の購入、製造、改修、据付等に要する経費 （過剰な規模の機器、汎用性のある機器、予備又は将来用の機器、中古の機器、性能が未実証の機器は対象外）	
	工事費	配管、配電等の工事に要する経費 （建屋の新築、増築の経費は対象外）	
	その他の経費（知事が必要と認める経費）		

3 補助対象事業者

次の（１）民間の企業等及び（２）非営利団体のいずれかに該当するものであって、（３）の要件を全て満たすものを対象とします。

（１）民間の企業等

- ア 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は個人
- イ 学校法人
- ウ 社会福祉法人
- エ 医療法人
- オ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- カ 農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等
- キ 中小企業等協同組合、商店街振興組合、消費生活協同組合などの協同組合等

（２）非営利団体

- ア 特定非営利活動法人
- イ 土地改良区
- ウ 自治会その他の団体又は個人で構成され、次のいずれにも該当するもの
 - （ア）営利を主たる目的とせず、公益性があること
 - （イ）団体構成員間の親睦を主たる目的とするものでないこと
 - （ウ）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
 - （エ）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと

（３）要件（全て満たすこと）

- ア 県内に工場又は事務所その他の事業場を有すること
- イ 県税の滞納がないこと
- ウ 役職員も含め、暴力団等の反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力との関係を有しないこと
- エ 政治活動及び宗教活動を主な目的としていないこと
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５項に定める性風俗関連特殊営業を営む者でないこと

<注意点>

- ・複数の事業者による共同事業の場合、代表者が申請してください。要領様式第３号「事業の概要（共通）」へ事業者間の役割分担を明記してください。
- ・同じ事業者が複数の申請を行う場合は、１事業につき１申請としてください。ただし、複数箇所を調査し、適地を絞る可能性調査事業の場合は、全体で１申請としてください。

- ⑬納税証明書（県税）写し（3か月以内のもの）
- ⑭事業費の積算根拠となる資料（参考見積書等）
- ⑮その他資料

7 審査

提出書類の審査後、外部有識者等のヒアリングによる審査会を開催し、事業計画や事業効果、運営体制等から採択の優先順位を決定します。協力会社の審査会の同席は可能ですが、決算書など経営状況も審査対象となりますので、御了承ください。

8 交付の決定

令和8年度予算額は56,000千円です。予算の範囲内において採択者を決定します。交付決定通知書により書面通知します。

9 事業の実施

交付決定通知後に事業の発注が可能となります。事業に係る契約は、競争入札によるものとします。競争入札によりがたい場合は、2社以上の見積書により比較する、標準価格資料を基にする等、価格の妥当性の根拠を明確にする必要があります。

なお、令和9年3月31日（水）までに対価の支払いまでを完了する必要があります。年度をまたいだ事業継続は、原則、認められません。事業期間に合わせた分割発注を行う場合は、年度毎に本補助金の申請が可能です。ただし、補助上限額は、複数年度で合算した金額で判断します。

10 事業の変更

事業の内容変更・中止・廃止等が生じる場合は、事前に県の承認が必要になります。ただし、補助対象費用の経費区分の配分について、補助対象経費の20パーセント以下で変更する場合は承認が不要となります。必要に応じて、追加の書類提出、中間検査を行う場合がありますので、御協力ください。

11 実績報告及び額の確定

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年4月9日（金）までのいずれか早い日に実績報告書を提出ください。実績報告書の提出後、書類検査及び必要に応じて現場検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合するとき、交付すべき補助金の額を確定し、書面により通知します。

（1）提出書類

- ①実績報告書（要綱様式第5号）
- ②事業実績書（要綱様式第2号）
- ③収支決算書（要綱様式第3号）
- ④支出明細表（要領様式第5号）
- ⑤入札又は見積結果表（要領様式第6号）
- ⑥取得財産等管理台帳（要領様式第7号）

- ⑦検査記録
- ⑧許認可、権利関係書類
- ⑨他補助金の実績報告書及び確定通知書
- ⑩今後の事業実施体制の資料
- ⑪状況報告書（要領様式第8号又は第9号）
- ⑫事業費の根拠となる資料
- ⑬事業の成果資料

12 補助金の支払い

確定通知後、要綱様式第6号「請求書」を提出し、補助金の支払いを受けます。

13 その他

（1）交付規則への違反

本事業は「静岡県補助金等交付規則」、「地域課題解決型再生可能エネルギー導入推進事業費補助金交付要綱」、「地域課題解決型再生可能エネルギー導入推進事業費補助金交付要領」に定めるほか、本公募案内のとおり実施します。

静岡県補助金等交付規則に違反する行為がなされた場合は、交付決定の取り消し、補助金の返還、加算金の納付等の措置を講ずる場合があります。

（2）事業成果の公表

再生可能エネルギー利用設備の導入を促進するため、本事業の成果を公表するなど活用を図る予定です。あらかじめ御了承ください。

（3）状況報告書の提出

令和9年度から令和11年度の3年間、各年度の翌年度の5月末日までに、可能性調査事業の場合は「事業達成状況報告書」、設備導入事業の場合は「設備利用状況報告書」により報告ください。

（4）取得財産等の管理

1件当たりの取得価格が50万円以上の財産は、耐用年数内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄はできません。取得財産管理台帳及び取得前後の比較写真等により管理します。なお、補助金の収支に関する帳簿等は、5年間保管する必要があります。

項目\年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	・・・	耐用年数	
状況報告		←→	←→	←→					
帳簿保管		←→							
財産管理		←→							